

平成 21 年 11 月 9 日

学生、保護者、教職員各位

新潟経営大学学長  
蛸名 保彦

## インフルエンザ感染時の手続きの変更について

インフルエンザ（季節性・新型）に感染した際の手続きで使用していた「登校・出勤許可書」を廃止します。  
かわりに、病院や薬局で配布された「お薬の説明書のコピー」を学務課（学生）若しくは総務課（教職員）  
へ提出して下さい。

### 《インフルエンザ感染～再登校後の手続きまで》

#### 1 インフルエンザを疑う主な症状

- 1 高熱 37.5 度以上
- 2 だるさ、熱感、せき、のどの痛み
- 3 鼻水、鼻つまり、頭痛
- 4 吐き気、下痢

上記の症状が出たら、登校せず、医療機関に電話をかけてから受診して下さい。

#### 2 インフルエンザと診断されたら

必ず早期に大学へ電話連絡して下さい。

大学連絡先) 0256-53-3000 (大学事務室)

平日 8:30~17:00、土日祝 9:00~16:00

(学生—学務課、教職員—総務課へ連絡して下さい。土日祝は、電話受信者へお伝え下さい。)

#### 3 再登校・出勤の目安と必要な手続き

再登校・出勤する日は、医師の指示に従って下さい。(目安は解熱後 2 日経過した後に再登校)、病院  
や薬局でもらった「お薬の説明書のコピー」を、学生は学務課へ「学校伝染病 出席停止届」(学務課前  
の引き出しにあり)とともに、教職員は総務課へ提出して下さい。

#### 主なインフルエンザ予防法

- 1 15 秒以上石鹸で手を洗い、流水で流す
- 2 目、鼻、口を手でさわらないようにする
- 3 くしゃみやせきをする場合は手で口を覆わず、ティッシュか腕で押さえる
- 4 せきが出るようだったら、マスクをする